平成２３年（フ）第９７３号
兵庫県尼崎市富松町３丁目24番２―303号
債務者　荒木　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８５号
鳥取県八頭郡八頭町宮谷240番地55
債務者　淺井　裕介
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５２号
広島県尾道市御調町貝ケ原451番地１
債務者　豊田　昌伸
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
広島県三原市糸崎４丁目５番20号
債務者　倉瀬　啓輔
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
広島県尾道市沖側町９番56号
債務者　島谷　典子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１６３号
広島県尾道市向島町8602番地１　フォレスタ・エイト203
債務者　宗近　美枝
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第４６８号
愛媛県松山市中島大浦1554番地
債務者　田中　由美
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７４号
愛媛県伊予市大平甲656番地、住民票上の住所愛媛県大洲市長浜町黒田甲55番地
債務者　福井　光子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７９号
愛媛県松山市湯の山３丁目６番地10
債務者　矢野　文香
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８５号
愛媛県伊予市上三谷甲400番地１　ＴＵＴＵＭＩサンハイツＡ棟201号
債務者　山邉　聖記
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８９号
愛媛県松山市和泉北１丁目20番28号
債務者　窪内　加代
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７９号
福岡県久留米市野中町933番地７
債務者　宮川伊和紀
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第９５号
福岡県大川市大字津481番地７
債務者　古賀　　聡
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝1238番地１
債務者　中町　賢治
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８６号
佐賀県鳥栖市本町１丁目947番地10　第一本町マンション302
債務者　大嶋　美穂
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５３号
北海道日高郡新ひだか町静内西川108番地の２
債務者　工藤　勝子（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
岩手県北上市常盤台１丁目１番21号、前住所岩手県北上市稲瀬町岩川140番地
債務者　柳谷　千里
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
盛岡地方裁判所花巻支部